

## 湖南省マイナンバーカード出張申請受付（個宅訪問）実施要領

湖南省では、市役所への来庁が難しい方やインターネットによる申請が不慣れな方を対象に、予約受付後に自宅まで出張して、申請書の作成や顔写真の撮影までの手続きを受け付けします。

できあがったマイナンバーカード（以下「カード」という。）は自宅に簡易書留郵便で郵送するため、市役所へ出向くことなく受け取ることができます。

### 1 対象者（湖南省に住民登録がある方限定）

- (1) 65歳以上の方
- (2) 障がい者手帳をお持ちの方
- (3) 介護保険の要介護認定を受けている方
- (4) 乳幼児（0歳から6歳の未就学児）
- (5) その他外出が困難な方

※すべて、初めてカード交付申請をされる方に限ります。

### 2 訪問要件

- (1) 訪問先が湖南省内であること
- (2) 申請者本人（15歳未満または成年被後見人の方は法定代理人の同席）が訪問先にいること
- (3) 外国人住民の方は、在留期間が3か月以上あること
- (4) 申請から2か月以内に住所や氏名を変更する予定がないこと
- (5) 介護等が必要な方の場合、介護者等が同席できること

### 3 訪問時間

- (1) 午前10時
- (2) 午後2時
- (3) 午後3時30分

※ 月曜日、土曜日、日曜日、祝日は除きます。

※ 顔写真撮影を含め1人あたり約10分程度の申請受付時間を想定しています。

※ 交通状況等により、時間が前後する場合があります。

### 4 申請時に必要となる書類

- (1) 本人確認書類の原本
- (2) 15歳未満の場合、法定代理人の本人確認書類及び法定代理人であることを確認できる書類（法定代理人が同一世帯の場合は不要）

- (3) 成年被後見人の場合、成年後見人の本人確認書類及び権限を確認できる書類の原本
- (4) 通知カード（紛失された方は、紛失届を記入していただきます。）
- (5) 住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

## 5 本人確認書類

以下の表の A 書類 1 点または B 書類 2 点

A 書類	運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成 24 年 4 月 1 日以降のものに限る）、住民基本台帳カード（写真付き）、旅券、身体障がい者手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書 等
B 書類	保険証、福祉医療費受給券（まるふく）、母子手帳、各種年金証書（年金手帳や基礎年金番号通知書）、生活保護受給者証、児童扶養手当証書、医療受給者証、職員証、学生証、新型コロナウイルスワクチン接種証明書 等

A 書類：官公署が発行した顔写真付きのもの

B 書類：「氏名+住所」または「氏名+生年月日」記載のもの

※有効期間の定めがある書類については、有効期間内のものに限りします。

## 6 予約の申し込み方法（完全予約制）

訪問予定日の 1 週間前までに、湖南省役所市民課（0748-71-2323）へ電話で予約してください。予約受付の際、申請者の氏名、住所、生年月日等、訪問申請に必要な情報をお聞きします。

## 7 その他

- (1) 新型コロナウイルス感染症予防対策をお願いします。
- (2) カードは、申請してから完成まで約 1 か月かかります。
- (3) カード受取前に湖南省外へ転出した場合は、転出先の市区町村で再度申請が必要となりますのでご注意ください。

### 【問い合わせ先】

総務部 市民生活局 市民課

TEL：0748-71-2323

FAX：0748-72-2460

メール：shimin@city.shiga-konan.lg.jp